

第2部 部会・連絡会からの提言

*以下は、部会・連絡会からの提言です。提言内容は「 提言内容の説明 / 第2部 部会・連絡会からの提言(説明)」63頁を参照。

区市町村社会福祉協議会部会

提言項目1

区市町村社協への公的支援について、その意義や必要性を再確認し積極的な支援をしていただきたいこと

提言項目2

「個人情報の保護に関する法律」の施行による個人情報の過剰保護の問題に関して、「個人情報の適正な取り扱い」の本来の趣旨に基づき、誤った理解を修正するための取り組みを、国、東京都、自治体において速やかに行っていただきたいこと

高齢者施設福祉部会

提言項目1

特別養護老人ホーム利用者のホテルコスト負担等の改善を図ること

- 1 - 1 居住費、食費について、書面等による同意を得ることについて
心身の障害に限らず、介護者等の虐待や人格障害等により同意を得ることが困難な場合、区市町村が地域包括支援センターなどを活用し、積極的に「やむを得ない事由による措置」を適用し、最低限、権利擁護が確保できるよう措置費により居住費、食費の支給を可能にすることを明示すること。
- 1 - 2 従来型にあって、多床室を改造して個室化した設備基準の新設について
本来の「個室」として求められる基本的な特性を最低限確保した基準をもって「準個室」とすること。
- 1 - 3 従来型特養の扱いについて
補助金を受けている従来型特養の個室は、室料の対象から除き、全て多床室として扱うこと。

提言項目2

高齢者福祉施設における看取りケアを行うための体制整備を行うこと

- 2 - 1 看護師と介護職との役割分担や、看護師および介護職の職員配置を見直すこと
- 2 - 2 医療機関との連携・バックアップ体制がスムーズにとれるよう、地域内の医療機関と介護施設とのネットワークの推進を図ること

- 2 - 3 終末期を迎えてから死亡にいたる期間が長期に渡るケースもあることから、加算対象日数の上限を上げること

提言項目 3

高齢者福祉施設の介護における医行為に関する条件整備を行うこと

- 3 - 1 厚生労働省が「原則医行為ではない行為」とした医療関連行為について、介護職が行うための研修を設定・実施すること
- 3 - 2 介護職が「原則医行為ではない行為」を実施する際にも、看護職との連携をもって実施できるよう、看護職の職員配置を見直すこと
- 3 - 3 「原則医行為ではない行為」であっても、入所者の重度化や看護職の夜勤体制が確保できないこと等により、介護職が行わざるを得ない実態があることを把握し、看護職の職員配置を見直すこと

提言項目 4

特別養護老人ホームの施設機能を活かし、その提供サービス水準を確保するための条件等を整備すること

- 4 - 1 介護職員の確保と専門職としての育成を推進すること
- 4 - 2 介護職員および看護職員の配置基準については、原則正規職員により明確に示し、また、夜勤時間帯を明確に示すこと
- 4 - 3 給与水準を維持するために報酬は都道府県別賃金を基本にすること
- 4 - 4 中重度者への重点化の観点から、医師、看護職員の現行配置を維持しつつ、在宅と同様に医療保険の適用により必要な医療を受けられるようにすること
- 4 - 5 ユニットケアやそれに準じたケアの取りくみを、多床室においても評価すること
- 4 - 6 特養の施設機能から考えて、在宅復帰よりも、家庭に代わり安心して生活を継続できることを評価すること
- 4 - 7 生活施設である特養においてはとくに、栄養面だけに偏らない総合的な食事ケアの評価をすること

センター部会

提言項目 1

改正介護保険制度により、中重度高齢者へのケアおよびケアマネジメントが重視され、軽度高齢者へのサービス提供およびケアプラン作成がおろそかになっている実態を把握し、あらためて「介護予防」のあり方を本人の意向や希望を踏まえて検討しなすこと

(* 部会等で利用者シンポジウムを予定)

提言項目 2

「介護予防」を進めるためには、早期発見、早期対応が可能になるよう、住民にとって身近なところに気軽に相談できる総合相談窓口が存在することが重要であるが、地域包括支援センターに高齢者の窓口が一極集中することでアウトリーチ機能が弱まりつつある。あらためて潜在化したニーズを把握し、従来の在宅介護支援センターの機能（人材）を活用するなどして、積極的にアウトリーチできる仕組みを再構築すること

提言項目 3

介護予防の中核として、介護予防通所介護に「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」の選択3メニューが新たに設定されたが、介護度の改善だけではない指標から予防のためのメニューを幅広く設定すること

保育部会

提言項目

子育て期における親の就労に対する配慮を行うこと

母親による育児が限界になりつつあり、父親の育児協力体制の確立なしには成り立たず、また、保育園卒園後に就労体系を変えなければならない現実もあることから、子育てを行う親の就労条件について社会的な配慮を行うこと

児童部会

提言項目 1

児童養護上さまざまな困難な問題を抱える児童に対する支援策を充実させること

提言項目 2

被虐待児など指導困難な児童に対して学校の対応を充実させること

母子福祉部会

提言項目

母子生活支援施設の広域利用の推進に一層取り組むこと

乳児部会

提言項目

被虐待児の家族再統合へ向けた施設における支援の強化

家族再統合へ向けた支援を効果的に進めるためには、処遇職員及び家庭支援関係スタッフの体制強化が必要であることから、被虐待児受入れ加算等を充実すること

身体障害者福祉部会

提言項目

福祉施設におけるリスクマネジメントについて

- 1 - 1 障害の枠組みから脱却したユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備が行えるよう、必要な改修費用を補助する事業を創設すること
- 1 - 2 リスク管理に必要な危険予知が行える経験者について、安定した雇用の確保ができる施策の創設を行うこと

知的障害者部会

提言項目 1

地域生活移行のための社会資源の充実

- 1 - 1 居住、日中活動、就労等の場の充実、所得保障の充実等、障害を持つ方が地域で暮らせるようになるための条件整備、社会資源のあり方、方策を提起する。

提言項目 2

地域における生活を支えるための取り組みのあり方

- 2 - 1 障害を持つ方が地域で暮らし続けられるための施策として、権利擁護システムの構築、相談事業の適正な設置、支援するためのネットワークの構築等提起する。

提言項目 3

トータルなライフステージを見据えた支援のあり方の確立

- 3 - 1 障害の早期発見、早期療育から、学齢期、成年期、高齢期を通じ、障害特性にあった支援の方策を検討し、福祉施設、地域福祉事業所、医療、教育行政等関係機関に提起する。

医療部会

提言項目

ホームレス地域生活移行支援事業に伴う支援活動の推進

(新宿地域に引き続き墨田地域への支援範囲拡大)

- 1 - 1 無料低額診療事業を行う施設のソーシャルワーカーが公園事務所へ出張し、医療相談室を開設して無料健康相談を行うこと
- 1 - 2 公園からアパート生活へ移行したホームレスのうち、医療が必要と思われる対象者に対して、無料低額診療施設の発行する特別診療券を活用し、無料で医療機関を受診できるよう援助すること

救護部会

提言項目 1

救護施設退所等に対する住宅支援に取り組むこと

- 1 - 1 住宅確保に関する相談援助体制を充実させること
- 1 - 2 保証人制度の確立（賃貸契約の再契約）
- 1 - 3 都として実施機関の変更問題の解決に取り組むこと

提言項目 2

他法による福祉サービスが併用できる仕組みとすること

- 2 - 1 生活保護法による生活扶助の適用と、障害者自立支援法等、他法による福祉サービスが併用できる仕組みとすること

提言項目 3

保護施設通所事業等の実態に見合う要綱変更を行うこと

- 3 - 1 利用可能期限延長の要綱変更
- 3 - 2 事業定員の要綱変更

提言項目 4

サービス推進費補助金交付要綱の変更を行うこと

- 4 - 1 重度者加算認定対象者の拡大
 - 身体障害者手帳 3 級も含むこと
 - 知的障害者愛の手帳 3 度も含むこと
 - 精神保健福祉手帳 3 級も含むこと
 - アルコール依存症 + 他の精神障害を重複している者(病歴に精神症状のある者)、また、アルコール依存症 + 内部障害を重複している者(重篤な身体症状のある)も含むこと

婦人保護部会

提言項目 1

人権侵害を受けている女性の自立を支える仕組みづくり

提言項目 2

単身者・母子の共同生活による、地域での自立生活を支える「グループホーム（ステップハウス機能）」の立ち上げ

介護保険事業者連絡会

提言項目 1

改正介護保険制度により、中重度高齢者へのケアおよびケアマネジメントが重視され、軽度高齢者へのサービス提供およびケアプラン作成がおろそかになっている実態を把握し、あらためて「介護予防」のあり方を本人の意向や希望を踏まえて検討しなおすこと

(* 連絡会等で利用者シンポジウムを予定)

提言項目 2

特に軽度高齢者（要支援～介護 1、2）について、生活課題の悪化を防ぎ、自分らしい生活を送る支援をするために、訪問介護事業等による生活支援（家事援助等）の役割は重要である。しかしながら、一律に「不適切サービスの設定」や「長時間サービスの制限」等を行うことで、利用者は自らの生活をサービス内容にあわせざるを得なくなっている。このことによる弊害を把握し、必要なサービスが利用者に提供されるような仕組みを再構築すること

東京都精神保健福祉連絡会

提言項目 1

各市区町村に居住支援に関する公的な保証人制度を確立するよう指導・助言すること。
また、作られる制度が実態に即したものとなるように、内容についても把握し、指導すること

提言項目 2

精神障害者（当事者）サポートシステムを構築すること